職場での熱中症対策を徹底しましょう！

沖縄労働局発表　令和7年4月30日

沖縄労働局（局長 柴田 栄二郎）は、令和7年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」のキャンペーン期間を前に、関係団体に対し熱中症対策の周知等の依頼をしました。

1　熱中症による労働災害の発生状況等

(1) 令和６年の発生状況（令和７年４月７日確定値）
休業４日以上の死傷者は、前年（13人）より３人多い16人であり、うち死亡者は１人でした。(別添１)
内訳をみると、業種では建設業が最多の５人（うち１人死亡）と、全体の31.3%を占めており、次いで警備業が３人と全体の18.8%を占めています。
(別添２、別添３（表))

(2) 県内における過去10年間（平成27年から令和６年）の熱中症による休業４日以上の労働災害の発生状況について（別添３）
① 建設業が全体の29.4%を占めています。(図１)
② 発生時期は６～８月の３か月間で全体の８割弱を占めています。(図２)
③ 時間帯では15時台が16.5%、次いで９時台以前が13.8%、17時台11.9%と多く発生しています。（図３）
④ 事業場規模別では、50人未満の事業場が全体の65.1%を占めています。（図４）
⑤ 年齢別では、どの年代でも発生しているものの、40歳代以降で全体の７割以上を占めています。（図５）
⑥ 休業見込期間別では、休業２週間未満が最も多いものの、死亡に至る災害も発生しています。（図６）

別添1　沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況の推移
（平成27（2015）年～令和6（2024）年）

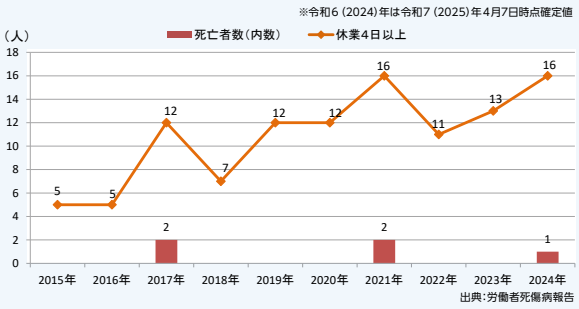

出典：労働者死傷病報告

別添3　図1　職場における熱中症による死傷者
業種別発生状況 構成比（2015～2024年）

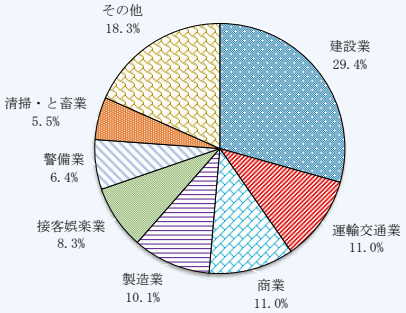

別添2
沖縄労働局管内における熱中症による労働災害事例（令和6年、休業4日以上）
（令和６年４月７日時点確定値）

番号	所轄署	災害発生日	業種	年齢	性別	休業見込期間	災害発生状況	屋内・屋外
1	沖縄（中部）	5月中旬	建設業	10代	男	５日	室内でドアの汚れ落とし作業に従事し、帰宅後に、頭痛発熱あり。翌日受診したところ、熱中症の疑いとの診断を受けた。	屋内
2	名護（北部）	5月中旬	警備業	70代	男	1週間	交通誘導中に意識を失い、倒れた。朝食をとっておらず、水分、塩分補給も十分ではなかった。	屋外
3	那覇（南部）	5月下旬	運輸交通業	20代	男	４日	配達中に気分が悪くなり、めまいと頭痛を生じたため、車内で仮眠を取った。被災者から事務所に配達終了の連絡がなかったため、他の者が被災者の配達先を捜索したところ、被災者が車内でぐったりしているところを発見。すぐに救急車を手配。	屋外
4	那覇（南部）	6月中旬	運輸交通業	20代	女	７日	業務中、エアコンの不具合により室温が上昇した。熱中症のような症状が発生し、翌日以降、頭痛、倦怠感が生じた。	屋内
5	沖縄（中部）	6月下旬	製造業	70代	男	1ヶ月	工場内にて作業中、熱中症によりふらついて転倒、製品に顔を打った。	屋内
6	名護（北部）	6月下旬	警備業	60代	男	2ヶ月	現場での作業中に具合が悪くなり、帰社途中に意識をなくした。	屋外
7	那覇（南部）	7月上旬	接客娯楽業	30代	男	3ヶ月	猛暑の中での交通誘導中に背中から倒れた。他のスタッフが日陰に移動させ休ませたが、痙攣・嘔吐した。	屋外
8	那覇（南部）	7月上旬	警備業	50代	男	４日	建設現場での交通誘導中、熱中症によるめまいで転倒、顔を打った。	屋外
9	宮古	7月上旬	建設業	50代	男	４日	連日の猛暑の中、現場管理中に手足が痙攣したため、水分と休憩を取りながら様子を見ていたが、熱中症の症状が疑われたため、病院を受診、点滴等の処置を受けた。	屋外
10	那覇（南部）	7月中旬	商業	40代	男	17日	管理物件での除草作業を終えた帰宅後に体調不良となった。翌日、出勤し、屋外作業に従事していたが、体調が悪くなり早退。熱中症により入院。	屋外
11	名護（北部）	7月中旬	建設業	70代	男	死亡	型枠の解体作業に従事していたところ、意識を失って倒れた。病院に運ばれたが、死亡した。診断は熱中症であった。当日は晴れていた。	屋外
12	那覇（南部）	7月中旬	製造業	40代	男	７日	朝から体調不良であったが、洗車作業に従事していたところ、気分が悪くなり歩行困難となったため、救急搬送。	屋外
13	那覇（南部）	7月下旬	清掃・と畜業	60代	男	1週間	午前中に屋外清掃等を行った。午後になり、被災者からめまい等の症状の申し出があり、その後意識が混濁したため、救急搬送。熱中症と診断された。	屋外
14	沖縄（中部）	8月下旬	建設業	40代	男	20日	現場作業終了後、帰宅途中に足がつったため、病院を受診、熱中症と診断された。	屋外
15	那覇（南部）	9月上旬	保健衛生業	40代	女	８日	炎天下の公園にて、施設利用者とともにウォーキングを40分ほど実施。体調不良を生じたため早退。帰宅後発熱し、翌日も微熱があったため病院を受診。	屋外
16	那覇（南部）	9月上旬	建設業	50代	男	30日	炎天下、日影がない状況での建設物撤去作業中に、手足の痺れが発生した。	屋外

出典：労働者死傷病報告

2　沖縄労働局の取り組み

令和7年も5月から9月までの期間で「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。
令和7年6月1日から、熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、
・熱中症が疑われる者が出た場合の連絡体制を整備し、関係者に周知すること
・熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容とその実施に関する手順を作成すること及びその内容、手順を関係者へ周知させること
を事業者に義務付ける改正労働安全衛生規則が施行されます。

沖縄労働局では、上記改正内容に加え、「暑さ指数（WBGT）※の把握の準備」などに取り組んでいただくため、関係団体等を通じてキャンペーンの周知を呼びかけるとともに、各事業場における熱中症対策の徹底を指導します。

※ 暑さ指数（WABGT）とは
気温に加え、湿度、風速、輻射（放射）熱を考慮した暑熱環境によるストレスの評価を行う暑さの指数。

＜主な予防対策＞(別添４参照)
① 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
② 作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと
③ 衛生管理者などを中心に事業場としての管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知すること。